

三宅村 議会だより

第13号

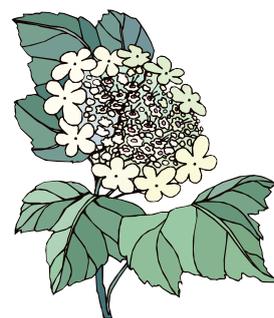
2015.04.06



写真：大路池

目次

平成27年第1回定例会で審議された議案	2
平成27年第1回定例会 議決結果	4
村政を問う（一般質問）	5
議長報告書	12



平成27年第1回三宅村議会定例会
(会期：3月10日～3月31日)で
審議された議案

議案第1号

三宅村行政手続条例の一部を改正する条例

住民から、違反する事業者への行政指導を求めるときや指導が適合しないときは中止を求めることのできる改正です。

議案第2号

三宅村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三宅村教育委員会委員長の報酬を削除するための改正です。※現任期中は従前のおりです。

議案第3号

三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

三宅村教育委員会教育長の勤務時間等を変更するための改正です。※現任期中は従前のおりです。

議案第4号

三宅村事務手数料条例の一部を改正する条例

農地台帳に記録された事項の交付や閲覧を行う手数料を設定するための改正です。

議案第5号

三宅村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

学童クラブの実施について、児童数や職員の資格の基準などを制定しました。

議案第6号

三宅村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法に基づき保育園などの事業提供を行う基準を定めるため制定しました。

議案第7号

三宅村保育の実施に関する条例を廃止する条例

法改正により本条例を廃止しました。なお、保育の実施については規則で対応します。

議案第8号

三宅村保育所条例の一部を改正する条例

保育条件と保育料についての条文の整備を行うための改正です。

議案第9号

三宅村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第10号

三宅村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

村の条例で基準を定める事となつたため、厚生労働省令を準用するなどして制定しました。

議案第11号

三宅村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

関連法の改正に伴い、条文の整備などを行うための改正です。

議案第12号

三宅村貸切自動車条例の一部を改正する条例

貸切自動車の運賃が、時間制とキロ制の併用算出とするための改正です。

議案第13号

三宅村消防長の資格を定める条例

消防長の資格要件を制定しました。

議案第14号

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

議案第15号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

議案第16号

東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

一部組織団体が解散・脱退するための改正です。

議案第17号

平成26年度三宅村一般会計補正予算(第6号)

全ての特別会計への繰り出しを行うための増額補正です。

議案第18号

平成26年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

国民健康保険税の減による減額補正です。

議案第19号

平成26年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第4号)

診療収入の減による減額補正です。

議案第20号

平成26年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

必要見込額の確定に伴う過不足額の調整による減額補正です。





議案第24号

平成27年度三宅村一般会計
予算

議案第25号

平成27年度三宅村国民健康
保険（事業勘定）特別会計
予算

議案第26号

平成27年度三宅村国民健康
保険（直営診療施設勘定）
特別会計予算

議案第27号

平成27年度三宅村介護保険
（保険事業勘定）特別会計
予算

議案第28号

平成27年度三宅村簡易水道
特別会計予算

議案第29号

平成27年度三宅村後期高齢
者医療特別会計予算

議案第30号

平成27年度三宅村旅客自動
車運送事業会計予算

議案第23号

広域連合負担金納付額の増
による増額補正です。

平成26年度三宅村旅客自動
車運送事業会計補正予算
（第1号）

旅客運送事業収益の減によ
る減額補正です。

（仮称）多目的施設新築工
事請負契約の変更について
事業量の増による契約金額
の変更をしました。

議案第32号

三宅村組織条例の一部を改
正する条例

「財政課」を「企画財政
課」とし、総務課で所管して
いた村の基本計画や空港・港
湾整備等に関する事務を企画
財政課に組み入れる改正で
す。

議案第33号

三宅村職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
総括課長を新たに設置する
ため、行政職給与表の等級な
どの改正です。

議案第34号

三宅村介護保険条例の一部
を改正する条例

介護保険法の改正に伴う介
護保険料の所得段階の変更な
どの改正です。

議案第35号

平成26年度三宅村一般会計
補正予算（第7号）

特別交付税や市町村総合交
付金の確定による増額補正で
す。

議案第36号

平成26年度三宅村国民健康

保険（事業勘定）特別会計
補正予算（第3号）

特別調整交付金の確定によ
る増額補正です。

議案第37号

平成26年度三宅村国民健康
保険（直営診療施設勘定）
特別会計補正予算（第5
号）

財源の組み替えを行う補正
です。

議案第38号

平成27年度三宅村一般会計
補正予算（第1号）

役場調査に関する検討会や
観光資源の発掘など事業費の
増額補正です。

報告第1号

三宅村新型インフルエンザ
等対策行動計画の報告につ
いて

新型インフルエンザ対策措
置法に基づき、村が策定した
行動計画の報告を受けまし
た。

発議第1号

三宅村議会委員会条例の一
部を改正する条例

三宅村組織条例と地方教育
行政の組織及び運営に関する
法律の一部改正により、常任
委員会の所管課と出席説明の
要求の役職名を改正しまし
た。

同意第1号

三宅村教育委員会教育長の
任命につき同意を求めるこ
とについて

浅沼洋氏が退任し、島村幸
明氏の任命を同意しました。



平成27年第1回定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第1号	三宅村行政手続条例の一部を改正する条例	可決
議案第2号	三宅村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第3号	三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第4号	三宅村事務手数料条例の一部を改正する条例	可決
議案第5号	三宅村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決
議案第6号	三宅村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	可決
議案第7号	三宅村保育の実施に関する条例を廃止する条例	可決
議案第8号	三宅村保育所条例の一部を改正する条例	可決
議案第9号	三宅村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	可決
議案第10号	三宅村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	可決
議案第11号	三宅村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第12号	三宅村貸切自動車条例の一部を改正する条例	可決
議案第13号	三宅村消防長の資格を定める条例	可決
議案第14号	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約	可決
議案第15号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約	可決
議案第16号	東京都市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約	可決
議案第17号	平成26年度三宅村一般会計補正予算（第6号）	可決
議案第18号	平成26年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第19号	平成26年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第4号）	可決
議案第20号	平成26年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）	可決
議案第21号	平成26年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第5号）	可決
議案第22号	平成26年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決
議案第23号	平成26年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）	可決
議案第24号	平成27年度三宅村一般会計予算	可決
議案第25号	平成27年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算	可決
議案第26号	平成27年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算	可決
議案第27号	平成27年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算	可決
議案第28号	平成27年度三宅村簡易水道特別会計予算	可決
議案第29号	平成27年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第30号	平成27年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算	可決
議案第31号	（仮称）多目的施設新築工事請負契約の変更について	可決
議案第32号	三宅村組織条例の一部を改正する条例	可決
議案第33号	三宅村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第34号	三宅村介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第35号	平成26年度三宅村一般会計補正予算（第7号）	可決
議案第36号	平成26年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）	可決
議案第37号	平成26年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第5号）	可決
議案第38号	平成27年度三宅村一般会計補正予算（第1号）	可決
報告第1号	三宅村新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告について	（報告のみ）
発議第1号	三宅村議会委員会条例の一部を改正する条例	可決
同意第1号	三宅村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	同意

※議決については全会一致です。

村政を問う

～五人の議員が一般質問～

浅沼 徳広

議員



問 一、新中央航空の運賃について

新中央航空就航から間もなく1周年を迎え、就航率は以前のANAに比べ大幅に向上していると聞きます。ところが運賃はANA時代と比べるとかなり割高になっております。この料金については昨年新中央航空の就航前の説明の際、運賃が高いのもっと安くできないかとの意見が出たとき、ある程度運航して実績を見て交渉すると言ったのを覚えています。同社と交渉してほしい。

答 総務課長

現在の運賃は、距離を基本として合わせて就航率を40%、70%として算出されており、現在は平均して90%に近い就航率になっており、このことを踏まえて今後は就航率と合わせ搭乗率についても検証しながら新中央空港と航空運賃について検証してみたいと考えております。

問 二、火山観光の推進について

施政方針の中で火山観光の一層の推進をはかるため、今後は火山口周辺への立ち入りができるように東京都の支援を受けながら積極的に取り組むとあります。議会でも昨年火山口周辺の一部を視察し気象庁職員の説明を受けました。そして議員各々の目線で見たと、感じたことを報告しました。気象庁職員の説明によれば、世界的にも珍しい火山口だそうなんです。あの雄大で神秘的に満ちた雄山火山口をいつまでも放っておくことはいかにも惜しい。観光客の低迷している

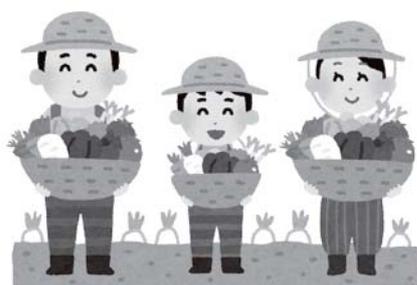
答 観光産業課長

昨今、一日も早く利用すべきではないか。

火山口周辺の観光価値については第二次観光振興プランの中でも推進事業として取り上げております。現在の状況でございますが、村、支庁、観光協会、気象庁等、関係機関で組織しました三宅島遊歩道のあり方検討会を立ち上げ、島内の遊歩道の出入りについて検討を始めたところです。その中でも火山口付近への遊歩道については、三宅島の観光振興にとっては最大の財産になるものと捉え、島の北東側にある神着林道を利用して、その先の火山口までの遊歩道整備を考えております。村では今年4月より雄山山頂の遊歩道付近の火山ガス濃度の観測を開始します。

問 三、農業後継者育成について

施政方針の中で後継者育成事業を実施するとあります。これを国の制度である地域お



こし協力隊を利用したらどうでしょう。具体的に言うと、私が以前から主張している里芋、さつまもち、これの生産から販売までを一体的にやる、いわゆる6次産業化です。

それです。里芋について考えてみましょう。これは味については万人が認めるところ、個別には島外へ出している人もあると聞きますが、PR不足かあまり世間には知られていないようですので、これを地域おこし協力隊の制度を利用して、まず畑作りから始めて作付け、収穫、PR、販売まで全部任せます。

特に販売先は都内、全国の高級ホテル、料亭等に積極的に売り込みます。地域おこし協力隊の任期は3年間あるわけです、里芋は大体作付けから収穫まで7、8カ月ですから、3年間で3回収穫ができる、一応の道すじができるの

ではないか。これに加えてさつまもちは作付けから収穫まで約半年間、畑作りから芋の生産、もち作り、販売までを協力隊でやります。ただし、さつまもちはデパートやスーパー、駅の売店へ売り込みます。竹芝橋にある島しょ振興公社の売店、島じまん等は最適ではないだろうか。これは土産物として手頃で売れると思います。

里芋もさつまもちも三宅島のブランド品となり得るのではないだろうか。

また友人の話では最近田舎暮らしを始める若者が増えてきていると言います。ところが、住む家と仕事がないと言っておりまして。若者なら誰でも良いとは限りませんが、中には労働意欲、開発能力を備えた人材もいるはず、そういう人材を集めて協力隊の仕事をさせてみるつもりはないか。

答 観光産業課長

農業後継者については、東京都農業会議の中で農業振興検討会というのがございまして、農業者の育成、また担い手確保については、農業委員会をはじめ農業経営者、さらには三宅高校も交えて、さまざまな支援策も含めて検討しているところです。地元農業者が中心となり新規参入者が安定した農業経営ができる体制

づくりに努めてまいります。そういうことを踏まえたなかで、議員ご指摘の地域おこし協力隊の活用につきまして、さらなる研究をしまいいりた

再 前村長も土産物にはさつまもちは良いと言っておりました。これが売れるとなると、年寄り等の生産意欲が出て芋を生産する。それが健康の増進にもなるし、医療費の削減にもなります。

また第5次計画の中でも地域おこし協力隊のことは触れていないが、特産品開発と言っております。この地域おこし協力隊は国の制度ですから、村にはさほど負担はかからないはず。

答 観光産業課長

農作物の加工品、新たな土産品ということで、「さつまもち」という例が出ていますけど、そういうものも含めまして今の作物の中でどういう加工品ができるのか、また農業で生計を立てていくために、安定した生活ができるのかどうかということを含めた検討を今進めているところであります。その中で地域おこし協力隊の活用が十分できるのであれば活用していきたいと思っております。もう少しさらなる研究が必要かなと思っております。

長谷川 崇

議員



問 人口減少対策
子育て支援策について

私は人口減少対策として子育て支援策についての提案です。政府は27年度予算案を通じて、最優先課題に掲げる地方創生に国を挙げて取り組む必要性を強調し、人口減少時代を見据え各地域の産業や観光、人材を生かすことが重要としていきます。これからの時代、日本の人口は減少に向かい、高齢化、少子化が確実に進んでいきます。人口減少の中でも、新しい仕事、地域の仕事をつくり出し、社会保障や行政サービスを生産者の手に届けるために地方創生を進めなくてはなりません。保育や介護、女性と若い人の働く場の確保等、生活に直結した人が輝く地方創生でありたい

と考えます。

そこで最低限の条件として地方には、学びと雇用の場が必要です。同様に子育てに行政の支援も重要です。安心して子供を育てられる環境を整え、若者が生まれ育った地域で暮らしていく意義も生まれ、郷土の担い手にもなると思います。安心して子供を育てる環境づくりにおいて、子育て世帯の経済的負担の軽減こそが大切と考えます。

25年度の文化省調査では、完全給食を実施している小学校が全国平均で98・4%、公立99%、私立41%。中学校では平均80・1%、公立86%、私立10%。公立小学校の給食費が月額平均で約4100円、公立中学校は月額約4700円となつています。三宅小中学校も給食費は全国平均とほぼ同額となっています。これらのことを踏まえ、三宅小中学校の給食費無料化を提案しますが、いかがでしょうか。三宅村の義務教育で最後に残っている経済負担が給食費です。子供たちのふるさと自慢がまた一つ増えることを期待して終わります。

なお、給食事業の現状につき、センター、学校の現場からは、好ましくない報告が届いていますが、運営管理は大丈夫なのか、心配していません。

答 教育長

三宅村立小・中学校では、学校給食は現在、給食センターで150食分を提供している。利益者負担の原則から食材の経費の一部を父兄に負担してもらっています。経済的に困窮している方には軽減措置をしている。この件については将来的な課題として、他の町村の事例も検討していきたい。

彦坂 明伸

議員



施政方針について

施政方針の中で「人事評価制度の運用」「行政改革」「職員の自主性や発想力、提案力の向上を目標とした視察研修」を実施するとうたっておりますが、この3点について。

問 ①人事評価制度について伺います。

この制度により職員の意気を高め、資質向上を図っていただきたいと思っておりますが、これをどのような方法で行うのか伺います。

答 総務課長

人事評価制度につきましては、年度当初に組織目標を掲げその目標のもとに管理職が各課の目標設定を行い、職員にはその目標に添った技能の向上のための個人目標を設定させ、各職員が一年間でその目標を遂行するために発揮した能力及び成果を把握し、日頃業務にあたる姿勢とも併せて業績を行っています。

再 この評価は管理職が行っているのか確認します。

答 総務課長

村長が掲げた大きな組織目標があり、それを各課におとし管理職が担当を割り振った事業の割り振りを決めます。それに基づいて職員に合わせた仕事を割り振り、各課で遂行させ、これを各管理職が管理し、日頃の業績等をチェックして管理職が評定し、その後は副村長の評定で業績を行うシステムとなっております。

再 この評価がこれからの中間管理職や管理職に運動すると理解してよいのか伺います。

答 総務課長

その考え方でよろしいと思います。

問 ②研修について伺います。

地方の創生が叫ばれている昨今、公務員も企業人たれ、とのごとく地方行政の役割の主体を担っている職員の育成は必要とされております。このため職員の意識を変えるためにもこの研修には力点を置いていただきたいと思うので、どのように実施していくのか見解を伺います。

答 総務課長

職員の自主性や発想力、提案力の向上を目指しての研修につきましては、視察研修を通して将来の村づくりに必要な知識等を深め、職員の想像力や提案力の向上を図ることを目的としており、視察先は国内で一班を2〜3人の共同視察の形の自主的な視察を検討しております。それ以外で将来関わってみたいという分野での視察も可能とし、また参加職員につきましては事前に視察研修に係る計画書を提

出させて視察終了後には結果および成果について報告書を出させます。日々の研修も島外から講師を招いたり、あるいは副村長、教育長等の研修も行っていますが、今後は職員自らの発想でこの三宅村をどうしたらよいかの目的をもとに、団体での共同視察研修を行っていくところであり

再

研修には、大きな会場で大人数で行う研修もあれば、少人数で対面的に行うものもあります。有意義な研修を選択して実施してもらいたいと思うが、この点については村長に伺います。

答 村長

研修については、公費を使うわけですから、それにプラスされるものでないといけません。仕方は団体で行く場合も、1〜3人で個々に行く場合も、研修の目的をしっかりとさせて行きますので、研修を終ってきただけは村に十分還元させるものと考えております。当然、復命書も課せられており、公費を大切に使うよう努めております。

問 ③行政改革について

自治体においても社会の変化や地域に添った組織づくり

は大いに賛同するところであり、そこで行政改革はどのように行っていくのか伺います。

答 総務課長

行政改革につきましては、行政大綱に基づき職員数を縮減し、限られた職員数を有効に活用するため組織、機構の見直しを行い、適正な人員配置による職員定数の管理を実施しているところであり、基本的にはスリム化して最少の人員で効率のよい仕事ができることは民間にとスリム化することを進めており、民間での活力を進めていくのが基本的な考えと思っております。

再

地域の実状に合わせ、器の中身は変えずに重点箇所は重点箇所と捉えて組織変えはできないのか村長に伺います。

答 村長

スリム化して効率化を図る。元をただせば人材ということになりますので、その方面にも力を入れていきたいと思えます。

問 イベントについて

島内の有志により始められた「レディースラン」も本年度5年目を迎えました。残

念であります。本年をもって終了することとなりました。回数も浅いイベントではありましたが、島内外にも少しずつ周知され毎年参加者も増加傾向にあり、1つのイベントとして固定しつつあったことに鑑み、これらを踏まえ島内外の人たちのニーズや地域観光として来島者の増加対策をも勘案して「レディースラン」だけでなく、これらを含めたロードレース等はイベントとして捉えられないか伺います。

答 観光産業課長

現在三宅島観光協会から、島内一周のフルマラソンの企画について相談を受けているところでもあります。しかしながら火山ガスの噴出がまだまだ続いている中で、ランナーの健康影響を考慮しますと、フルマラソン、噴火前に実施さ



れていた島内一周のサイクルロードレース等の復活につきましては、これから観光協会を含め三宅支庁、三宅島警察署等関係機関とさらなる協議を行っていききたいと思っております。

再

常にどの事業を行うにも火山ガスがネックとなっております。それなら火山ガスを避け、ガスに関わらない場所を考えればできると思うがこの点について村長に伺います。

答 村長

島の女性が手造りしたレディースランは高く評価しているイベントの一つであると思っております。その経緯においては発展的に解消し、フルマラソン等を検討していきたいというのが基本と思っております。しかしながら依然としてネックとなっているのが火山ガスで、都道管理は三宅支庁、安全を図るのが三宅島警察署と、そちらの方とも話し合いが必要で、それも今現在進めているところであります。イベントとしては、よいと考えますので、火山ガス等いろいろな点をクリアして実施していきたく考えています。

再

このイベントは、仮にどこが主体になろうとも協

力を含めたバックアップ体制等組織づくりが大事なことだと思われる。この場合には村も関与していただきたいと考えるが、その点について。

答 村長

このような大きなベントとなりますと、仮にどこがやっても村はバックアップしていくような形になるのかと思っております。

問 ICT授業について

その活用における指導等で、まだまだ課題があるとのことでしたが、半年を過ぎた現在はどのような状況なのか伺います。

答 教育長

タブレット型端末導入の効果は、1月に実施しました学力調査の結果からも確認することができました。学力向上の効果が出た要因としては、タブレット端末導入により、子供一人一人の能力に応じた学習が充実したことが挙げられます。また、これを意欲的に使い、自主的な学習が深まっており、しかし課題が全て解決したわけではなく、全ての教科で効果が発揮されるように、教員が各教科のどの場面でどのように活用するこ

とが学力向上につながるのか見極め、研修を続ける必要があります。また、これを使用する中で情報モラルの徹底が不可欠となっております。また、三宅村教育委員会として三宅村立学校ICT推進委員会を設置し、ICT担当者と共に課題解決に取り組んでおります。

再 ICTだけに頼っている

と、受け身だけで自ら考える思考力等の面で多少心配いたすが、その点について伺います。

答 教育長

ICTだけを使用しているわけではなく、併用しているところであり、これを使ってから思考力も出てきたことも聞いております。

平川 大作

議員



問 ①要支援者の地域支援事業への移行について

要支援者1、2が介護保険から外されること、特別養護老人ホームの要介護3以上とする入所制限、現在1割の介護利用料の一定の所得のある人への2割への引き上げ。本年4月から介護保険から地域支援事業に移行されるが本村はいつごろ移行するか。

答 村民生活課長

村としては、経過処置期限いっぱい平成29年4月を予定したい。

再 移行日までに間に合うのか。

答 村民生活課長

平成29年4月予定で2年間猶予がございます。この間に地域支援事業の制度設計等をし、期限に間に合わせるというスケジュールでおります。

再 受け入れ団体との交渉、ボランティアの確保は。

答 村民生活課長

事業者等の交渉、ボランティアの確保いうことですけれども、これからの交渉ということになります。

再 住民に対する周知は。

答 村民生活課長

村としましては内容が固まり次第、逐次、住民の皆さんにはいろいろなものを通じてお知らせしていきたい。

再 要支援者1、2の人が介護保険から外され、介護度が上がることも懸念されているがその対応策は。

答 村民生活課長

要支援の方が介護保険から外されることで介護度が上がるということはない。その代りの事業を村として地域支援事業で行っていく。今やられている介護予防事業プラスアルファも考えていきたい。

再 移行に伴い介護保険料が上がるのか。

答 村民生活課長

介護保険料の問題でございますけれども、地域支援事業に移行することによって介護保険料が上がるといふものはございません。第6期の介護保険料につきましては、上げざるを得ない状況にあるというのが現状です。

再 介護保険が高くなった理由、原因は。

答 村民生活課長

三宅村の介護保険料でございますけれども、現在お支払いいただいている介護保険料基準額、三宅村は3641円、全国平均は4972円になっております。全国平均よりはだいぶ低い金額で三宅村はいただいている。第6期、27年度から3年間の保険料は他の自治体は5000円を超えるのではないかとということですが、本村は4000円台でなんとか押さえたい。策定委員会の中でも検討していただいている。介護状態にならないような予防の対策を講じていきたい。

再 国庫負担の引き上げを国に要望すべきではないか。

答 村民生活課長

介護保険料につきましては、国としても別枠で公費投入をして特に低所得者層に対する保険料の軽減強化を打ち出している。必要であれば東京都町村会、議長会を通じて要望等について検討していきたい。

再 村長は町村会においてこの要望を上げる意思は。

答 村長

国としても別枠で公費を投入して低所得者に対する保険

料の軽減強化を打ち出しているの、そういったものを見た後でおそらく町村会もいろいろ住民の声を聞き、動きがあるともております。その時でよろしいのではないかなと考えております。

問 ② 人事交流について

1、福祉係と社会福祉協議会と人事交流ができないか。

答 村民生活課長

三宅島社協の事務局長の件ですが、これにつきましては貴重な人材で、村としても最大限の支援協力を行っていきたい。職員の人事交流については当該団体であります社協と情報交換を密にして連携を図っていききたい。

再 私、社協と限定しましたけれども、他の団体ともぜひ交流を密にしていきたい。他の団体も含めて話し合いの中に入ってもらいたいことはできますか。



答 村民生活課長

福祉関係の団体は他にもあるので、そちらの関係団体とも社協同様に情報交換を密にして連携を図っていききたい。

問 ③ 島しよ農協について

村に何らかの働きかけがあったのか、今後の対応は。

答 観光産業課長

理事会において三宅島を含む4島の廃店が承認されており、今年、6月の総代会におきまして正式に決定する見込み、産業振興を支える農業の発展の妨げとならないよう十分な協議を進め、できる限りの支援を引き続きしてまいります。

再 最後の会議をもって決まるとのことですか。

答 観光産業課長

今月予定している第6回の会議が最後というわけではございません。組織づくりについて検討を十分進めてまいります。

再 LPガス、貯金の利用者というふうな部門においては何らかの相談は。

答 観光産業課長

J A東京島しよ、本店の方からは赤字記帳の店舗についてはその後の貯金、ガスのことに関しては、廃店となった各島で島ごとに独自で考えてくださいということしか言われていませんので、それに向けた新たな組織づくりというものを今検討している。

再 利用者が一番困るのはどうなるかということですが、農協としても情報周知をもっと村民の皆さんにされて行く方向が望ましいと思えます。指導ができませんか。

答 観光産業課長

貯金に関しては継続でそのままだと思います。LPガス事業を廃止するのかしないのかも含めての検討ということになってます。

再 住民の皆さんに負担が掛からないように最大限努力されることを望みます。

答 観光産業課長

ガス事業も含めて十分な協議を進めてまいります。

問 ④ 旧坪田中学校の利用について

三宅村公共施設利用計画検討委員会、自治会に相談して意見を聞くということだったか。

答 財政課長

本施設の今後の利活用につきましては、三宅村公共施設利用計画検討委員会での検討の上、地元自治会などのご意見もいただきながら、住民の皆さんにとって、もっとも効果的、有効的な利用を図ってまいります。

再 まだ決まっていけないということですね、音楽室は高齢者のカラオケや集い、調理室は料理などの講義、特産物の商品化開発、工作室は高齢者の軽い運動器具を導入し、設備に応じて利用ができないかと思えます。坪田の老人クラブなどのように頻繁に活動をして、年間参加者が千人を超える団体などがいつでも使えるようにしてほしい。

答 財政課長

今後の利活用につきましては、内部で十分に検討させていただきながら、地元のご意見を賜りながら検討してまいります。

再 議員からもこのような提案もあったというのを検討委員会の中で検討していただければと思います。

答 財政課長

いただきましたご意見につきましては、内部の方で十分検討させていただきます。

問 観光資源の整備について

救命具の保管庫、救命具の整備点検はしているのか。

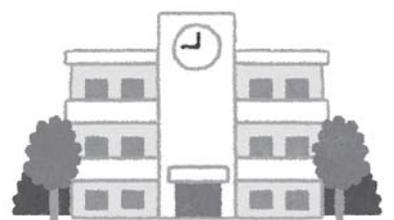
答 観光産業課長

磯場の救命具等につきましては撤去し、ライフジャケットの着用を徹底している。観光協会でも救命具を用意して各民宿等で貸し出すなどの対策を講じている。

再 その場で落ちた人はどうするんですか。

答 観光産業課長

転落した場合は一人の場合はあれですけれども、ほかの方と行っている場合は速やかに連絡する。連絡体制の構築ですね。さらなる検討をしてまいります。



再 人の命にポイントを置いた受け入れ態勢側のある程度の態勢をとっていただきたい。村長、村は何もしなくいいですか。人の命に関わることに、利用者なり受益者が対応しろということだけではいいですか。

答 村長

村は決して人の命を軽んじているわけではありません。最大限に尊重をしています。おっしゃったことも検討の中の一つの考え方として議論されると思います。

再 釣り場までの道路の整備は。

答 観光産業課長

草刈り程度だが足場が悪いような所をフィッシング部会で自主的にやっている。状況を見た上で草が多い所、地権者との相談もしながらやっている現状もございます。

状況に応じて、できる所からやっていく。

問 ⑤カラス対策について

1、現在までの捕獲数についてお聞きしたい。

答 観光産業課長

現在までの捕獲数は105

羽となっております。

再 トラップの増設はあるのかなのか。

答 観光産業課長

課題が残っておりますので現状のまま捕獲を継続し、管理体制について今後は十分協議をしてまいります。

平野 辰昇
議員



問 村長公約について

平成24年の第1回定例会において、村長の選挙公約について、ちょっと激しいやりとりをいたしました。3年がたちました。ここで一つのけじめとして質問いたします。高濃度地区の解除について伺います。現在は火山ガス濃度の減少によりなくなったが沖ヶ平地区はまだ規制がか

られております。私はこの高濃度地区の解除は村で定める基準をクリアーして解除になったことで、村長自らの手で解除したと思わないが、村長は公約を果たしたと思ってるのか、伺います。

答 村長

そのつもりでやってきた。一朝一夕に解除するということなく、私の任期中に、私の考えとしては4年目の今年こそ、専門家会議の方と衝突しなければならぬのかなという覚悟でやってまいりました。ただ幸いなことに、そこまでいく前に基準に達してくれたので、よかったと思っております。

再 私も村長自らの手で専門家会議や国、都の意向を無視しないでやらなかったことはよかったです。

しかしこの3年間それができなかったことに対しては、村民に対し反省すべきだ。

答 村長

私自身、この3年間私の手で解除しなくてよかったと思っております。村民に対し反省するという気持ちはありません。

再 分かりました。この件については、これ以上村長

とやりとりをするつもりはありません。後は村民が判断すると思うので、これで終わります。

問 人工透析について

この件につきましても、24年第1回定例会で村長は、私の島外から何人ぐらゐの患者が帰ってくるのかの質問に対し、6人から7人ぐらゐは必ず帰ってくると答弁されましたが、実際のところ何人の方が帰ってくるのか。

答 医療担当課長

最初は8人ぐらゐの人が意思表示していましたが、その後5人、そして現在は3人の方が帰ってくるかと思われま

再 今の答弁だと3人という

ことだが、では、あのときの答弁は何だったのかと疑問に思うし、導入するための詭弁(きべん)だったのかと思われても仕方ないではないか。

それから、これだけの患者だと当然、経営面できびしいと思われま



重にと申し上げてまいりました。この件につきましても、黒字経営にするには、患者を増やせということになってしまっているので、それはできる問題ではないので、この辺でやめておきますが、ひとつだけ申し述べておきます。今一番重要なのは、予防医療でありま

答 村長

当時7人の人たちが帰島したいということでしたが、いろいろな実情で帰れなくなっただけです。予防については、これ以上患者を増やさないということは絶対必要であるので、全力を傾けていきますので、よろしくお願

問 村長の施政方針について

まずは、特別会計の見直しについて伺います。

この会計は独立採算が原則なので、その原則にのっとり受益者負担の観点から料金の見直しを含め、一般会計繰出金に依存することのないよう経営の見直しを行うと述べております。26年度、どこの会計を行ったのか。

答 財政課長

26年度は消費税増税により、水道料の見直しを行った。あとは検討事項になるのですが、国保の見直しを課内で行っている。

再 国保の見直しは、平成29年度に都道府県に移管され、もう値上げがまったなしの状況などで、29年度までに見直しをするということだと思ふ。この国保の見直しについては、4年ぐらい前にも国保運営協議に見直しの検討をする話があったが、今日までなぜ見直しができなかったのか。

答 村民生活課長

他の自治体など調査しながら進めてきたが、今日に至ってしまつた。

再 次に雄山の周辺の火山がス調査について、調査は終わったのか。

答 総務課長

今年度内、3月中に火口付近2カ所に二酸化硫黄濃度の観測器を設置し、雄山を観光資源として開発していくための基礎データの集積を始めるところにきております。

再

データを集めてこれから火口については観光の目玉になるだろうということは、誰もが認めるところであります。今後は出てきたデータによって、どのような安全対策を取っていくかということだと思ふので、スピード感を持って進めてもらいたい。これは観光課長のやる気にかかっているのので、観光課に決意を伺う。

答 観光産業課長

雄山の火口周辺は最大の観光財産と捉えておりますので、遊歩道整備も含め、入山方法等を検討する中で、早急な対策が必要と認識しております。1日も早く資源として活用できるよう努力してまいります。

問 人口減少対策について

村はすでに子育て支援、ふれあい交流事業などを行っているが、これで人口減少に歯

止めが掛かるとは思いません。少子高齢化という大きな流れの中で、若者の定住を増やすことは全国の市町村の大きな基本的課題となっております。国も地方の人口減少に対しては、地方を元気にしなければ国の再生はないと本腰を入れ、地方創生法を制定し、その活用を地方に求めております。そして創生法においては、都道府県および市町村に総合戦略策定を遅くとも平成27年中に行うよう求めております。

行政は、この取り組みについてはどう考えているのか、さらに総務省の進めております、地域おこし協力隊について伺います。この制度も地域への定住、移住を図る取り組みですが、2013年度は314市町村において975人の地域おこし協力隊が活躍し、48%の人が定住しているとの報告があります。現在300余りで成果を上げている地域協力隊を今後、全国に1000以上ある条件不利地域をかかえる市町村で、大いに活用するよう求めております。

私たち議会も、この人口減少問題を深刻に受け止め、昨年この制度を活用している自治体の視察を行いました。それなりの成果を上げている報告も受けました。

村長、今後これらの制度を活用し、三宅村の人口減少問題に取り組みべきだと思ふが、村長の見解を伺います。

答 村長

私もこの問題については、これで良しとは思っておりません、これまで、村おこし推進委員会においても定住促進などについて議論しているところです。この中で地域活性化につながる支援活動の可能な地域おこし協力隊の募集も検討してまいります。

再

もうこの問題は検討の段階ではない。本島に危機感を持って、一歩踏み出して前に進まなければ三宅村はどんどん貧弱してしまいます。本島に危機感を持つているなら、役場の中に定住、移住対策みたいな課を設けなければ、なかなか進まないのではないか。

この制度を活用して、それなりに大きな成果を上げている自治体もあるんですから、むずかしい問題だけれど、避けていては村の未来はないと思ふ。再度伺います。

答 村長

私も私なりに模索し、また話題としてるところです。基盤産業の活性化、議員もその辺のところを考へてのこと

だと思ひますが、基盤産業がうまくつながれば、人口増につながっていくんだと思ひております。

地方創生については、国もこれはというものが認められれば、国は小規模の自治体にもニーズに合った人材を出すと言っています。役場においても、その辺のところを進めていきたいと思ひます。

再

どこの自治体も、今直面している難しい課題でもあります。しかし、これらの制度を活用し、取り組んでいる自治体はそれなりの大きな成果を上げているわけですから、村長早くその一歩を踏みだしてください。決意のほどを伺います。

答 村長

地域協力隊、地方創生についても積極的に進めてまいります。



議長報告書

平成26年11月27日
～平成27年2月28日

1. 出張関係

- 平成27年2月18日(水)
 - 東京都町村会・同議長会合同会議
 - 東京都島嶼町村一部事務組合定例会
- 平成27年2月20日(金)
 - 東京都島嶼町村議会議長会
 - 東京都町村議会議長会講演会・役員会及び定期総会

2. 行事・来島者関係

- 平成27年1月3日(土)
 - 三宅村成人式
- 平成27年1月11日(日)
 - 三宅村消防団出初式
- 平成27年1月12日(月)
 - 三宅島柔剣道連盟鏡開き
- 平成27年1月17日(土)
 - 三宅島警察署武道始式
- 平成27年2月1日(日)
 - 三宅村功労者表彰式及び綱引き大会
- 平成27年2月24日(火)
 - みななかみ町議会交流調査特別委員会視察対応

コラム

村議会の役割

地方自治体は知事や市区町村長を中心とした行政と、議員による議決機関とで構成されています。村長も議員も共に住民によって選挙で選ばれる、二元代表制になっています。双方の立場は、独立対等の関係で自治体の運営にあたります。

村議会は行政の仕事に関する予算案や条例案などの案件に対し、賛否を議決し、行政が適正に行われているか監視、チェックする役割を担っています。地方議会の役割は地方自治法によって15項目が定められていますが、中でも条例の制定と予算の審議が重要とされています。三宅村では全ての議案を本会議で審議します。行政の事務に関する調査を行う調査権。公益に関わる事柄に関して議会としての意見や希望を意見書として国に提出することもできます。

一般質問は議員が提出議案や行政全般について行政に質問します。三宅村では毎回の定例会で行っています。ぜひ傍聴してください。

長谷川 崇

次回の定例会は6月を予定しています。
開催日は島内掲示板および村ホームページでお知らせしますので、皆様の傍聴をお待ちしております。
議会に対するご意見、ご要望がありましたらお寄せください。
編集委員 平川大作 長谷川一也 彦坂明伸

お問合せ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956